

昭和五十四年五月八日受領  
答 弁 第 一 一 七 号

(質問の 二七)

内閣衆質八七第二七号

昭和五十四年五月八日

内閣総理大臣 大 平 正 芳

衆議院議長 灘 尾 弘 吉 殿

衆議院議員荒木宏君提出各種年金受給者の現況届に伴う生存証明方法の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員荒木宏君提出各種年金受給者の現況届に伴う生存証明方法の改善に関する質問に対する答弁書

一及び二について

年金受給者の現況届に係る生存証明については、御指摘のように社会保険庁が直接市区町村長から一括して回答を求める方式に改めることは、年金受給者が社会保険庁に届け出た年金の支払を受けるための住所と住民基本台帳に記載されているその者の住所と一致しない場合がある等のため、困難である。

なお、現況届の提出期日は、現在、年金の種類に応じて定めているところであるが、年金受給者の急増に伴い市町村の窓口の混雑を招いているので、例えば、年金受給者の生月に対応して提出期日を定める等による事務量の平準化について検討してまいりたい。

右答弁する。